

**労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）支給申請書の提出について  
※令和4年12月2日以降に提出された再就職援助計画の対象者を雇い入れた場合**

雇用助成金さっぽろセンター

**申請期限を過ぎますと、いかなる場合も申請書の受理はできませんのでご留意願います。**

**申請期限：対象者の雇い入れ日から6ヶ月後の日の翌日から起算して2か月以内**

**※人材育成支援を実施した場合等によって、申請期限が異なる場合がありますので、雇用助成金さっぽろセンターへ確認してください。**

**<申請書類>**

1	支給申請書
2	対象労働者雇用状況等申立書（対象労働者ごとに作成が必要です）
3	支給要件確認申立書
4	支給申請に係る確認書
5	支給対象労働者名簿（対象労働者が1名のみの場合は作成不要です）
6	支払方法・受取人住所届（振込先金融機関の通帳の写しを添付してください）

※事業所控えが必要な場合は、2部作成し提出して下さい。

◎上記申請書類のうち1、2、3、6については厚生労働省のホームページから、4、5については北海道労働局のホームページからダウンロードできます。

様式は添付されているものと同じものを裏面も含めて印刷して利用してください。

**<添付書類>**

共通

A	再就職援助計画対象労働者証明書（写）又は求職活動支援書（写） ★賃金上昇加算の申請をする場合、原則「離職前の最後に支払われた毎月決まって支払われる賃金が記載されているもの」が必要になります。 ★優遇助成の申請をする場合「特例対象者と記載されているもの」が必要になります。 ★優遇助成（新型コロナウイルス感染症対応）の申請をする場合「特例対象者であり、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響であることおよび事業所の産業分類が記載されているもの」が必要になります。
B	雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）
C	支給対象労働者に支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳または船員報酬支払簿（写） (雇入れ日以降申請までに支払があった分) ★賃金上昇加算の申請をする場合、最初の賃金支払日から6ヶ月間の各月の賃金が手当ごとに区分された賃金台帳または船員報酬支払簿（写）が必要になります。尚、初めて到来する賃金が諸事情（試用期間・途中入社等）により減額されている場合は追加でそれ以降の賃金台帳または船員報酬支払簿（写）の提出をお願いする場合があります。
D	支給対象労働者の出勤簿等（写）（雇入れ日の属する月の分）

優遇助成を受けようとする場合は以下のいずれかの書類

E	売上高が支給申請日の直近会計年度とその3年度前の売上高を比較して5%以上伸びている場合 ・財務諸表等の売上高が確認できる書類（写）
F	直近会計年度のローカルベンチマークの財務分析結果が「B」以上である場合 ・ローカルベンチマークの財務分析結果を示す書類（写） ・その内容を確認することができる財務諸表等の書類（写）
G	支給申請日の直近会計年度とその3年度前の生産性を比較した場合の生産性の伸び率が6%以上である場合 ・生産性要件算定シート ・支給申請日の直近会計年度とその3年度前の各勘定科目の数値を確認することができる財務諸表等の書類（写）
H	支給申請日の直近会計年度とその3年度前の生産性を比較した場合の生産性の伸び率が1%以上6%未満であり、金融機関との与信取引の状況や事業に関する見立て等をもとに成長性・将来性が見込まれるものと労働局が判断する場合 ・生産性要件算定シート ・支給申請日の直近会計年度とその3年度前の各勘定科目の数値を確認することができる財務諸表等の書類（写） ・与信取引等に関する情報提供に係る承諾書

優遇助成を受けようとする場合で新型コロナウイルス感染症の影響により離職した異業種の45歳以上の方を令和5年3月31日までに雇い入れた場合  
※令和5年4月1日以降に雇い入れた場合は対象なりません。

I	業種が確認できる定款等の写し
---	----------------

- 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
- 不正受給防止の観点から、後日の届け出書類の差替えは認められません。
- 代理人が申請を行う場合は委任状が必要となります。

～お問い合わせ・申請書類等提出窓口～

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎6階北側 TEL: 011-788-9152

「雇用助成金さっぽろセンター6階」（北海道労働局職業対策課雇用開発係）